

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日に当たる翌日)

告

示

鳥取県告示第二百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による堀地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

字の名称	区域を変更する
	同上の区域（昭和五十五年九月五日現在の地番による。）

大字堀字戸入道

大字堀字戸入道のうち一七二五の二の一部以外の区域、
大字堀字上玉子平二七三〇の一部及びこれと一体をなす国有地
有地並びに一七二九の二及び一七三〇と一体をなす国有地
の一部並びに大字堀字嘉ノ首三四七六及び三四七七

◇選管告示

選舉管理委員会の招集

大字堀字上玉子 平	大字堀字上玉子平のうち一七三〇の一部、二七五四の 一部、二七五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに 二七二九の一及び二七三〇と一体をなす国有地の一部以外
--------------	---

大字堀字下坂根 前	大字堀字上坂根 前	大字堀字下玉子平 平	の区域、大字堀字戸入道二七二五の二の一部並びに大字堀字下玉子平二七七三の一、二七七三の四、二七七四の二、二七七五の二の一部、二七七六、二七七七の一部、二七七八、二七七九の一部、二七八一の一部、二七八三の二部、二七八四の一部、二七八五の一部、二七八六の四及びこれらと一体をなす国有地
大字堀字下坂根前	大字堀字上坂根前	大字堀字下玉子平 前	大字堀字下玉子平のうち二七七三の一、二七七三の四、二七七四の二、二七七五の二の一部、二七七六、二七七七の一部、二七七八、二七七九の一部、二七八一の一部、二七八三の一部、二七八四の一部、二七八五の二の一部、二七八六の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字堀字上玉子平二七五四の一部、二七五七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字堀字下坂根前	大字堀字上坂根前	大字堀字上堂ノ 前	大字堀字上堂ノ前のうち二九三七の一の一部、二九四〇の一部、二九四一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九四一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字堀字下坂根前二九二三の二の一部、二九二三の七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九二三の二、二九二三の五及び二九二三の六と一体をなす国有地並びに大字堀字下堂ノ前二九六五の一の一部
大字堀字高助	大字堀字下堂ノ 前	大字堀字下堂ノ 前	大字堀字下堂ノ前のうち二九六五の一の一部、二九九二の一、二九九二の三、二九九三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字堀字上堂ノ前二九四〇の一の一部、二九四一の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九四一の一と一体をなす国有地の一部並びに大字堀字高助のうち三〇一一の一の一部、三〇一二次一の一部、三〇一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇一三の一と一体をなす国有地の一部

大字堀字前河原	地並びに三〇一三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字堀字下塙の前二九九二の一、二九九一の三、二九九三及びこれらと一体をなす国有地、大字堀字前河原三〇四二の一、三〇四一の二、三〇四七の一、三〇四八、三〇四九の一、三〇四九の一、三〇五〇の一、三〇五〇の二、三〇五一、三〇五一、三〇五三、三〇五三の一、三〇五四の一、三〇五五、三〇五六、三〇五六次一、三〇五七から三〇六二まで、三〇六三の一、三〇六四の一、三〇六四的二、三〇六五の一、三〇六五的三及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字堀字下塙内	大字堀字前河原のうち三〇四二の一、三〇四二の二、三〇四七の一、三〇四八、三〇四九の一、三〇四九の二、三〇五〇の一、三〇五〇の二、三〇五一、三〇五一、三〇五三、三〇五三の一、三〇五四の二、三〇五六次一、三〇五七から三〇六二まで、三〇六三の一、三〇六四の一、三〇六四の二、三〇六五の一、三〇六五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第二百二十四号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下伊勢地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大字堀字下塙内	大字堀字下塙内のうち三一三五の一の一部、三一三五の二の一部、三一三八の一の一部、三一四五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字堀字崩レ三一〇四の一、三一〇五、三一〇八の三及び三一〇九の三
田	大字三保字上泓

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十五年十一月八日現在の地番による。）

大字三保字上泓

大字三保字上泓田のうち一の二及びこれと一体をなす国有地並びに一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

(第三種郵便物認可) 昭和56年3月10日 火曜日

			大字三保字土手
西	大字三保字土手西のうち二三の一の一部、二四の一部、二五の一部、二五の一の一部、二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字三保字上泓田の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字三保字東井尻二八の二の二の一部、二八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三保字宮ノ北三〇の一の一部並びに大字浦安字正免六五の一部、六五内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字三保字東伊勢分	大字三保字土手西のうち二三の一の一部、二四の一部、二五の一部、二五の一の一部、二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字三保字上泓田の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字三保字東井尻二八の二の二の一部、二八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三保字東井尻のうち二八の二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
北	大字三保字宮ノ北のうち三〇の一の一部以外の区域、大字三保字土手西二五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三保字東井尻二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字三保字宮ノ西三三の二、三四の二、三四の三及びこれらと一体をなす国有地、大字三保字下清水八〇の二及びこれと一体をなす国有地、大字三保字下井尻八一の一、八二の一、八三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三保字井尻八八の三及び八九の二	大字浦安字西伊勢分	大字浦安字西伊勢分のうち三四の一部、三五の一部、三七の一、三七第一、三八、三八の一、三九、三九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字浦安字東伊勢分二三の二、二四の三から二四の六まで、二五の三、二七の二、二八の一から二八の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字浦安字下伊勢分、四〇の二の一部、四〇の三の一部、四一の一部、四二の一部、四三の一部、四三次一、四三の二、四三次二及びこれらと一体をなす国有地
大字三保字下清	大字三保字宮ノ西のうち三三の二、三四の二、三四の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字浦安字下伊勢分	大字浦安字東清繁のうち四七第一及びこれと一体をなす国有地
西	大字三保字下清水のうち八〇の二及びこれと一体をなす	大字浦安字東清繁	大字浦安字東清繁のうち四七第一及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字浦安字下伊勢分四〇次の一の一部、

大字浦安字中畦

四〇の三の一部、四一の一部、四二の一部、四三の一部の一部及び四三次三、大字浦安字北伊勢分五〇の一部の一部、大字浦安字清繁八七の一の一部、八八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字浦安字下清繁八九の六及びこれと一体をなす国有地並びに八九の一と一体をなす国有地の一部、大並びに大字下伊勢字井手領五二七の一、五二七の八、五二七の一八及びこれらと一体をなす国有地

大字浦安字中畦のうち六二の一の一部、六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字浦安字西伊勢分三四の一部、三五の一部、三七の一、三七第一、三八、三八の一、三九、三九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字浦安字下伊勢分四〇次一の一部、四〇の二の一部、四〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字浦安字東清繁四七第一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字浦安字北伊勢分四八、四九、四九次一、五〇の一部、五〇の二、五一の一部、五一の二及びこれらと一体をなす国有地、大字浦安字飛井橋五二の一部、五二次一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字浦安字フケ田六〇の一部、六一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字浦安字正免六五の一部及びこれと一体をなす国有地、大字浦安字正免六六の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字浦安字元伊勢分一四の三及び一五の二、大字三保字上弘田の一の二及びこれと一体をなす国有地、大字浦安字元伊勢分一四の三及び一五の二、大字浦安字上中坪のうち八四の一、八四の二、八四次二国有地並びに一の一と一体をなす国有地の一部並びに大字

大字浦安字元伊勢分	大字浦安字飛井橋
大字浦安字元伊勢分のうち一四の三及び一五の二以外の区域	大字浦安字飛井橋のうち五二の一部、五二次一の一部、五四の一部、五四第一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字浦安字北伊勢分五一の一部の一部、大字浦安字中畦六二の一の一部、六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字浦安字フケ田五七から六〇までの一部、六一次一及びこれらと一体をなす国有地、大字浦安字正免六六次一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字浦安字向田七六と一体をなす国有地の一部、大字浦安字上中坪八五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字浦安字清繁八六の一部、八七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字浦安字正免	大字浦安字正免
大字浦安字向田	大字浦安字正免のうち六五の一部、六五内第一の一部、六六次一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字浦安字フケ田五七から六一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字三保字土手西二三の一の一部、二四の一部、二六の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字浦安字上中	大字浦安字上中坪のうち八四の一、八四の二、八四次二
外の区域	大字浦安字向田のうち七六と一体をなす国有地の一部

			坪
大字浦安字清繁 手領	大字浦安字下清繁 坪	大字浦安字元中坪 大字下伊勢字井手領	大字浦安字清繁のうち八六、八七の一の一部、八七の二の一部、八五の三の一部、八四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字浦安字清繁八七の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字浦安字下清繁九一の一部、九一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字浦安字元中坪九六の一部と一体をなす国有地
大字下伊勢字井	大字浦安字下清繁 繁	大字浦安字下清繁九〇の一部、九一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字浦安字下清繁九〇の一部、九一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八九の一と一体をなす国有地の一部
大字下伊勢字井手領	大字浦安字元中坪 坪	大字浦安字元中坪のうち九六、九六次一、九六次二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字浦安字元中坪八四次二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、九一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字浦安字元中坪八四の二、八四次二の一部、八四の三の一部、八五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字浦安字下清繁九一の一部、九一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第二百二十五号
大字浦安北伊勢分及び大字浦安字フケ田
称

佐陀川右岸土地改良区から申請のあつた土地改良（泉地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月四日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十六号

日野町から申請のあつた町営土地改良（久住地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五六年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第一百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る堀地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

日野町及び日南町の区域を除く県下全域

2 期間

昭和五十六年四月一日から同年五月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の附着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行つた者で、損失補償を受ようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第一百二十九号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規

定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字篠ヶ出一四九七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字来見野字横住一三四六の六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字殿字一ノ奥二一一の五、二一一の六、二一一の七

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第二百三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市大字上余戸字大谷三二七の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第十号**

昭和五十六年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十六年三月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取県告示第二百三十四号
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年三月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市福富字倉屋四五三の七

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅